年月日

秋田県行政不服審査会　会長

審査請求人（参加人）

交付手数料減免申請書

　秋田県行政不服審査法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付すべき手数料等に関する条例第3条第2項において準用する同条例第2条第2項の規定に基づき、手数料の減免を申請します。

　１　交付を求める主張書面等の名称

２　減免を求める額

３　減額を求める理由

生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第　号に規定する扶助を受けているため

４　添付書類

（３に記載した扶助を受けていることを証明する書面）